

情報提供

那医発第 101 号
令和 5 年 5 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より『「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について」等の送付について』の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致します。お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 178号

令和 5年 5月 1日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波津



「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について」等の送付について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について」等の送付についての通知となっております。

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 35 号）が令和 5 年 2 月 17 日に公布されました。

これを踏まえ、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」が改正され、令和 6 年 4 月 1 日より適用される旨の通知が厚生労働省より発出されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

また、併せて、介護支援専門員の法定支援専門員の法定研修に係る見直し後のガイドラインについて、別添の通り送付致しますのでご確認ください。

記

- 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について」等の送付について (令和 5 年 4 月 2 1 日 (日医発第 2 1 0 号) (介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp